

## 競技者および競技支援要員（競技者のチームスタッフなど）

の皆様へ

（この内容は 2006 年 1 月 1 日から 2006 年 12 月 31 日まで有効）

本競技会では、（財）日本水泳連盟アンチ・ドーピング規則に基づき、ドーピング検査（競技会検査）が行なわれます。

検査の対象となった競技者は、競技後、係員から通知を受けます。あとは、係員の指示に従って下さい。

競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員は不注意による禁止薬物投与から、それぞれアンチ・ドーピング規則違反とならないように十分注意してください。

市販の総合感冒薬の大多数、葛根湯などに、禁止物質（競技会検査に限る）が含まれています。競技前 3 日間は使用しないでください。その他の市販薬にも競技会検査における禁止物質が含まれていることがあり、競技者は競技前の市販薬の使用をできるだけ避けることをお勧めします。

内容の不明確な外国製のサプリメントは使用しないでください。

何らかの疾患で、病院・診療所などから継続して処方を受けている競技者は、別紙「主治医先生へお願い」を、主治医の先生にお渡しください。特に喘息の選手は必ずそのようにしてください。また、競技の直前（特に競技前 7 日間）に病院を受診する場合も、担当先生に「主治医先生へお願い」をお渡しください。

治療のために禁止物質をどうしても使用しなければならない選手は、「治療目的使用の適用措置（TUE）申請書」を、下記あてに提出してください（詳しくは、別紙「主治医先生へお願い」を参照してください。特に喘息の吸入薬で、申請が必要なことが多いようです。）

< 提出先 >

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館内 （財）日本水泳連盟  
アンチドーピング委員会、治療目的使用の適用措置申請書係あて